

条例の改正に伴う旧・新対照表

- 舞鶴市市税条例(第45号議案関係)(専決) 1
- 舞鶴市市税条例(第49号議案関係) 22
- 舞鶴市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例·· 26
- 舞鶴市国民健康保険条例 31
- 舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 32

舞鶴市市税条例旧新対照表(第45号議案関係)

旧	新
附 則	附 則 (令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除) <u>第4条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第4条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第34条、第35条の2から第35条の3の2まで、附則第2条の3第2項、附則第4条第1項、附則第4条の3の2第1項、前条及び附則第6条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u> 2 <u>前項の規定の適用がある場合における第35条の2の2第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第35条の2の2第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第4条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第4条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。</u> (令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例) <u>第4条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。</u> (1) <u>特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の府民税の額(法附則第5</u>

旧	新
	<u>条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の府民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。</u> <u>(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控</u>

旧	新
	<u>除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)&及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)&においては、その者の分割金額とする。</u> <u>(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においては、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においては、その者の分割金額とする。</u> <u>(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においては、その者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。</u> <u>2 令和6年度分の個人の市民税(第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。</u> <u>(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)</u> <u>第4条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規</u>

旧	新
	定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。 (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(附則第4条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。)の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個

旧	新
	<u>人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)</u>並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。 <u>(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者</u>

旧	新
	<u>の分割金額に相当する税額とする。</u> (3) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> (4) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> (5) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分</u>

旧	新
	<u>金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。</u> 2 <u>前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第4条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。</u> 3 <u>令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額(第1項の規定の適用があるものを除く。)については、次に定めるところによる。</u> (1) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の</u>

旧	新
	<u>年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> (2) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> (3) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。</u> 4 <u>前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第4条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。</u> 5 <u>令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用</u>

旧	新
(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第5条 (略) 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条まで、第35条の2から第35条の3まで、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項、附則第4条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。 3 前項の規定の適用がある場合における第35条の3の2第1項の規定の適用については、<u>同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第5条第2項」とする。</u> (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第7条の2 (略)	<u>がある場合については、前各項の規定は、適用しない。</u> <u>(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)</u> <u>第4条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条、第35条の2から第35条の3の2まで、附則第2条の3第2項、附則第4条第1項、附則第4条の3の2第1項、附則第4条の4及び附則第6条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u> (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第5条 (略) 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条まで、第35条の2から第35条の3まで、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項、附則第4条の3の2第1項及び<u>附則第4条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</u> 3 前項の規定の適用がある場合における第35条の3の2第1項、<u>附則第4条の5第1項及び前条の規定の適用については、第35条の3の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条第2項」と、附則第4条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第5条第2項及び」と、前条中「附則第4条の4及び」とあるのは「附則第4条の4、次条第2項及び」とする。</u> (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第7条の2 (略)

旧	新
2から10まで (略)	2から10まで (略)
11 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、4分の3とする。	11 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、4分の3とする。
12 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、4分の3とする。	12 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、4分の3とする。
13 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、2分の1とする。	13 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、2分の1とする。
14 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、2分の1とする。	14 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、2分の1とする。
15 <u>法附則第15条第32項の条例で定める割合は、2分の1とする。</u>	(削除)
16 法附則第15条第38項の条例で定める割合は、3分の2とする。	15 法附則第15条第37項の条例で定める割合は、3分の2とする。
17 法附則第15条第42項の条例で定める割合は、3分の1とする。	16 法附則第15条第41項の条例で定める割合は、3分の1とする。
18 法附則第15条第43項の条例で定める割合は、4分の3とする。	17 法附則第15条第42項の条例で定める割合は、4分の3とする。
19 (略)	18 (略)
20 (略)	19 (略)
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第7条の3 (略)	第7条の3 (略)
2 (略)	2 (略)
	3 <u>市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるとき</u>

旧	新
3 (略) 4 (略) 5 (略) 6 (略) 7 (略) 8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第8項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)から(7)まで (略) 9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)から(6)まで (略) 10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第10項各号</u>に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)から(6)まで (略)	<u>は、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。</u> 4 (略) 5 (略) 6 (略) 7 (略) 8 (略) 9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)から(7)まで (略) 10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第10項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)から(6)まで (略) 11 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第11項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)から(6)まで (略)

旧	新
<u>11</u> 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第11項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)から(6)まで (略) <u>12</u> 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第16項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)から(5)まで (略) <u>13</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)から(4)まで (略) (5) 施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) (略) <u>14</u> (略)	<u>12</u> 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第12項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)から(6)まで (略) <u>13</u> 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第17項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)から(5)まで (略) <u>14</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第18項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)から(4)まで (略) (5) 施行規則<u>附則第7条第18項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) (略) <u>15</u> (略)

旧	新
(宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>) 第8条 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)</u>に100分の5(<u>商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5</u>)を乗じて得た額を加算した額(<u>令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額</u>)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。))を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</u>	(宅地等に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>) 第8条 宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)</u>に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。))を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</u>

旧	新
3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの</u>各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの</u>各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準とな	3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和6年度から令和8年度までの</u>各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和6年度から令和8年度までの</u>各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準とな

旧	新
るべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。 第8条の2 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</u> (農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>) 第9条 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)</u>に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(<u>令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額</u>)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。))を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 (略) (土地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義</u>) 第10条 (略) (<u>令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例</u>) 第10条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用	るべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。 第8条の2 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</u> (農地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>) 第9条 農地に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)</u>に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。))を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 (略) (土地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義</u>) 第10条 (略) (<u>令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例</u>) 第10条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用

旧	新
価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>令和4年度分又は令和5年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地</u>であって、<u>令和5年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 (特別土地保有税の課税の特例) 第12条 附則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第10条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税</u>については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものと	価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>令和7年度分又は令和8年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地</u>であって、<u>令和8年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 (特別土地保有税の課税の特例) 第12条 附則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第10条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税</u>については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和9年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものと

旧	新
した場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは、「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。 3から5まで (略) (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第13条の3 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)から(4)まで (略) (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第13条の4 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)から(4)まで (略) 4 (略) (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)	した場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは、「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。 3から5まで (略) (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第13条の3 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)から(4)まで (略) <u>(5) 附則第4条の5及び附則第4条の8の規定の適用については、附則第4条の5第1項及び附則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第13条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第13条の4 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)から(4)まで (略) <u>(5) 附則第4条の5及び附則第4条の8の規定の適用については、附則第4条の5第1項及び附則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第13条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 4 (略) (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

旧	新
第14条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)から(4)まで (略) (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第15条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得(同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。)を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額(短期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第5項第1号の規定により読み替えて適用される<u>第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額</u>)をいう。)の100分の5.4に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。 2から4まで (略) 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)から(4)まで (略)	第14条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)から(4)まで (略) <u>(5) 附則第4条の5及び附則第4条の8の規定の適用については、附則第4条の5第1項及び附則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第15条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得(同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。)を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額(短期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第5項第1号の規定により読み替えて適用される<u>第33条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額</u>)をいう。)の100分の5.4に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。 2から4まで (略) 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)から(4)まで (略) <u>(5) 附則第4条の5及び附則第4条の8の規定の適用については、附則第4条の5第1項及び附則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による市民税の所得</u>

旧	新
(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第16条 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)から(4)まで (略) (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第17条 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)から(4)まで (略) (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第17条の2 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)から(4)まで (略)	<u>割の額」とする。</u> (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第16条 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)から(4)まで (略) (5) <u>附則第4条の5及び附則第4条の8の規定の適用については、附則第4条の5第1項及び附則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第17条 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)から(4)まで (略) (5) <u>附則第4条の5及び附則第4条の8の規定の適用については、附則第4条の5第1項及び附則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第17条の2 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)から(4)まで (略) (5) <u>附則第4条の5及び附則第4条の8の規定の適用については、附則第4条の5第1項及び附則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>

旧	新
3及び4 （略） 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1）から（4）まで （略） （条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） 第17条の3 （略） 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1）から（4）まで （略） 3及び4 （略） 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1）から（4）まで （略） 6 （略）	3及び4 （略） 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1）から（4）まで （略） <u>（5） 附則第4条の5及び附則第4条の8の規定の適用については、附則第4条の5第1項及び附則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> （条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） 第17条の3 （略） 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1）から（4）まで （略） <u>（5） 附則第4条の5及び附則第4条の8の規定の適用については、附則第4条の5第1項及び附則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 3及び4 （略） 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1）から（4）まで （略） <u>（5） 附則第4条の5及び附則第4条の8の規定の適用については、附則第4条の5第1項及び附則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 6 （略）

旧	新
	改正附則 (施行期日) 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 (固定資産税に関する経過措置) 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の舞鶴市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。 3 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び附則第5項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 4 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 5 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

舞鶴市市税条例旧新対照表(第49号議案関係)

旧	新
(市民税の減免) 第51条 (略) 2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)から(3)まで (略) 3 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9	(市民税の減免) 第51条 (略) 2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)から(3)まで (略) 3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条

旧	新
号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)から(6)まで (略) (固定資産税の減免) 第71条 (略) 2 前項の規定<u>によって</u>固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)から(5)まで (略) 3 <u>前2項の規定によって</u>固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合<u>においては</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)から(6)まで (略) (固定資産税の減免) 第71条 (略) 2 前項の規定<u>により</u>固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)から(5)まで (略) 3 <u>第1項の規定により</u>固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合<u>には</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

旧	新
らない。 (特別土地保有税の減免) 第139条の3 (略) 2 前項の規定<u>によって</u>特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)から(3)まで (略) 3 第1項の規定<u>によって</u>特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 附 則 <u>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</u> <u>第2条の2の3 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。))の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。))を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。))に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</u> (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(特別土地保有税の減免) 第139条の3 (略) 2 前項の規定<u>により</u>特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)から(3)まで (略) 3 第1項の規定<u>により</u>特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 附 則 (削除) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

旧	新
第7条の2 (略) 2から10まで (略)	第7条の2 (略) 2から10まで (略)
<u>11</u> (略)	<u>11</u> <u>法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号の条例で定める割合は、7分の6とする。</u>
<u>12</u> (略)	<u>12</u> (略)
<u>13</u> (略)	<u>13</u> (略)
<u>14</u> (略)	<u>14</u> (略)
<u>15</u> (略)	<u>15</u> (略)
<u>16</u> (略)	<u>16</u> (略)
<u>17</u> (略)	<u>17</u> <u>法附則第15条第38項の条例で定める割合は、2分の1とする。</u>
<u>18</u> (略)	<u>18</u> (略)
<u>19</u> (略)	<u>19</u> (略)
	<u>20</u> (略)
	<u>21</u> (略)
	改正附則
	この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
	(1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日
	(2) 附則第2条の2の3を削る改正規定 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日

舞鶴市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例旧新対照表

旧	新
(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)<u>の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) 学校教育法による大学<u>の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、5年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において<u>土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、<u>4年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校<u>(次号において「短期大学等」という。)</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後、<u>次号において同じ。</u>)、5年以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (4) <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の</u>

旧	新
(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 10年以上<u>水道</u>の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) 第1号又は第2号の規定による卒業をした者であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の規定による卒業をした者にあつては<u>1年以上、第2号の規定による卒業をした者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u> (7) 外国の学校において第1号若しくは第2号に規定する課程及び<u>学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最	<u>実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(<u>次号において「高等学校等」という。</u>)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 <u>(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (6) <u>高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (7) 10年以上<u>水道等</u>の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 <u>(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (8) 第1号又は第2号の規定による卒業をした者であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の規定による卒業をした者にあつては<u>2年以上、第2号の規定による卒業をした者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(第1号の規定による卒業をした者にあつては1年以上、第2号の規定による卒業をした者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (9) 外国の学校において第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を

旧	新
低経験年数以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、<u>1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u> (水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) <u>前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者</u> (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において<u>土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による</u>	有する者(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) (10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、<u>1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (11) <u>建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) <u>前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修

旧	新
専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、<u>同条第4号</u>に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) (略) (4) 前条第1号、第3号及び<u>第4号</u>に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>学科目</u>並びにこれらに相当する<u>学科目以外の学科目</u>を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については7年以上、<u>同条第4号</u>に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 外国の学校において、<u>第2号</u>に規定する<u>学科目</u>又は前号に規定する<u>学科目</u>に相当する<u>学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業した者(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者	めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、<u>同条第5号</u>に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) (略) (4) 前条第1号、第3号又は<u>第5号</u>に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学の<u>課程</u>並びにこれらに相当する<u>課程以外の課程</u>を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については7年以上、<u>同条第5号</u>に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 外国の学校において、<u>第1号若しくは第2号</u>に規定する<u>課程</u>又は前号に規定する<u>課程</u>に相当する<u>課程</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業した者(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 <u>(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u>

旧	新
	<u>(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u> 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条第6号の改正規定は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第4条第6号に規定する講習の課程を修了している者については、この条例による改正後の同号に規定する者とみなす。

舞鶴市国民健康保険条例旧新対照表

旧	新
<u>(一部負担金の特例)</u> <u>第4条の2 前条の規定にかかわらず、小学校(小学校と同等の他の教育施設を含む。)の児童の歯科医療で、市長が別に定めるものに該当する医療を受ける被保険者については、その適用を受ける範囲内において、一部負担金を支払うことを要しない。ただし、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)(以下「健康保険法等」という。)の規定によって医療の給付を受けることができる場合を除く。</u> (出産育児一時金) 第5条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、<u>健康保険法等</u>の規定によってこれに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。	<u>第4条の2 削除</u> (出産育児一時金) 第5条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、<u>健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)(以下「健康保険法等」という。)</u>の規定によってこれに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行前に被保険者が受けたこの条例による改正前の第4条の2に規定する歯科医療に係る一部負担金に関する取扱いについては、この条例の施行後も、なお従前の例による。

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例旧新対照表

旧	新
(職員) 第30条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)及び(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第32条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)及び(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第45条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める	(職員) 第30条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)及び(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第32条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)及び(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第45条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める

旧	新
数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることとはできない。 (1) 及び(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第48条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1) 及び(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略)	数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることとはできない。 (1) 及び(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第48条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1) 及び(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) 改正附則 この条例は、公布の日から施行する。